

白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の指定について

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第14条第1項、白井市児童館の設置及び管理に関する条例第14条第1項及び白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家（一括）
所在地：白井市清水ロー丁目2番1号

2. 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三
所在地：東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F

3. 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申を妥当と判断したため

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 公募
- 募集要項の配布 平成21年7月1日～8月5日
- 現地施設説明会 平成21年7月22日
- 応募受付期間 平成21年7月30日～8月5日
- 選定審査会
 - (第1回) 平成21年5月29日 ・審査手順の決定
 - (第2回) 平成21年8月21日 ・諮問文配布
 - (第3回) 平成21年9月11日 ・対象施設の現地視察
 - (第4回) 平成21年9月25日 ・審査票の決定
 - ・第1次審査（書類）
 - (第5回) 平成21年10月9日 ・第1次審査通過団体の決定
 - (第6回) 平成21年10月16日 ・第2次審査（面接）
 - ・総合審査（候補者の選定）
- 答申 平成21年11月12日
- 指定管理者の候補者の選定 平成21年11月13日
- 指定議案提出 平成21年11月25日
(平成21年第4回白井市議会定例会)
- 指定議案の議決 平成21年12月7日
- 指定告示 平成22年1月4日

6. 応募団体数 3団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査票 別添答申書のとおり

西白井複合センター(西白井公民館・西白井児童館・西白井老人憩いの家)指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	その他の団体		
		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	B	C		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[コミュニティ] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	31	28	26		
	[公民館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	30	25	26		
	[児童館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	36	26	26		
	[老人憩いの家] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	29	25	25		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	33	30	22		
	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	31	26	25		
	[老人憩いの家] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	31	26	24		
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	29	28	27		
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	30	25	25		
	[老人憩いの家] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	28	23	27		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[公民館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	32	27	28		
	[児童館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	34	27	29		
	[老人憩いの家] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	30	28	28		
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (5点×5人=25点)	31	28	26		
	[公民館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	28	28	25		
	[児童館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	27	24	25		
	[老人憩いの家] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	27	25	25		
	[公民館] ・利用料金の額について (5点×5人=25点)	26	28	30		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (5点×5人=25点)	26	27	25		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×5人=25点)	35	34	23		

西白井複合センター(西白井公民館・西白井児童館・西白井老人憩いの家)指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	その他の団体		
		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	B	C		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×5人=25点)	35	31	6		
	[3施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用 について (5点×5人=25点)	11	5	29		
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×5人=25点)	32	35	26		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (人的要件)	[3施設一括] ・管理体制について (5点×5人=25点)	34	33	28		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (5点×5人=25点)	31	31	28		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (5点×5人=25点)	28	28	28		
サービス等の評価点数 [基準点数 26項目×5点×5人=650点]		775	701	662		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効 用を最大限に発揮させ、かつ、効率的 な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料の提案額について (7点×5人=35点)	0	40	0		
	[3施設一括] ・指定管理料の妥当性・実現可能性について (7点×5人=35点)	40	39	34		
価格評価点数 [2項目×7点×5人=70点]		40	79	34		

総評価点数 [720点]	815	780	696		
--------------	-----	-----	-----	--	--

審査会の意見の概要

西白井複合センターについては、平成22年度からの制度導入に向け公募により指定管理者の募集が行われたものです。審査会では、応募のあった3団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が最低評価基準を全ての団体で上回ったことから、当該3団体について第2次審査・総合審査を行いました。

その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた総評価点数の合計が最も高い「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」を西白井複合センターの指定管理者の候補者として決定しました。

また、第2順位として決定した1団体は、最低評価基準を上回っており、事業計画書の内容や団体の財務状況などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる能力を有していると判断しました。

なお、近年、指定管理者の経営破たん等による指定の解除・辞退が見受けられ問題となっていることから、団体の財務状況に係る評価項目(申請者について)の点数が市の最低必要としている基準点数に達しない場合は候補者としなないこととしたため、第2順位以降の団体は1団体となったものです。

[候補者の主な選定理由]

- ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること
- ② 自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること
- ③ 市の公民センター・勤労青少年ホーム、白井駅前センターをはじめとして、多くの指定管理業務の実績があり、団体の財務状況、管理体制の提案などから安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること

[付帯意見]

候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープは、市内で複数のコミュニティ施設の管理運営を担うこととなりますので、画一的なサービスの提供とならないよう地域特性などに応じた管理運営を行うとともに、自ら管理する各施設間相互においても切磋琢磨し、より一層、市民サービスの向上に努められるよう要望します。

白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定について

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第14条第1項及び白井市児童館の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等
施設名：白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館（一括）
所在地：白井市桜台二丁目14番
2. 指定管理者となる団体
団体名：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三
所在地：東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F
3. 指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
4. 選定理由
指定管理者選定審査会の答申を妥当と判断したため
5. 選定の経緯
 - 公募・非公募の別 公募
 - 募集要項の配布 平成21年7月1日～8月5日
 - 現地施設説明会 平成21年7月22日
 - 応募受付期間 平成21年7月30日～8月5日
 - 選定審査会
 - (第1回) 平成21年5月29日 ・審査手順の決定
 - (第2回) 平成21年8月21日 ・諮問文配布
 - (第3回) 平成21年9月11日 ・対象施設の現地視察
 - (第4回) 平成21年9月25日 ・審査票の決定
 - (第5回) 平成21年10月9日 ・第1次審査（書類）
・第1次審査通過団体の決定
 - (第6回) 平成21年10月16日 ・第2次審査（面接）
・総合審査（候補者の選定）
 - 答申 平成21年11月12日
 - 指定管理者の候補者の選定 平成21年11月13日
 - 指定議案提出 平成21年11月25日
(平成21年第4回白井市議会定例会)
 - 指定議案の議決 平成21年12月7日
 - 指定告示 平成22年1月4日
6. 応募団体数 5団体
7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添答申書のとおり

桜台センター(桜台公民館・桜台児童館)指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体	
		特定非営利活動法人 ワークスコープ	B	C	D	E
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[コミュニティ] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	31	28	28	(24)	(23)
	[公民館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	30	27	28	(23)	(22)
	[児童館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	32	26	27	(24)	(22)
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	31	28	30	(22)	(23)
	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	30	26	29	(21)	(22)
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	31	27	30	(23)	(23)
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	31	26	28	(22)	(23)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[公民館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	32	26	23	(26)	(22)
	[児童館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	32	24	25	(27)	(22)
	[2施設一括] ・緊急時の対応について (5点×5人=25点)	31	27	29	(26)	(24)
	[公民館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	28	27	29	(25)	(21)
	[児童館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	28	26	28	(22)	(21)
	[公民館] ・利用料金の額について (5点×5人=25点)	25	25	25	(28)	(29)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[2施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (5点×5人=25点)	27	27	29	(23)	(22)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[2施設一括] ・申請者について (5点×5人=25点)	31	32	29	(24)	(19)
	[2施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×5人=25点)	31	27	9	(4)	(0)
	[2施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用について (5点×5人=25点)	10	8	10	(25)	(11)
	[2施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×5人=25点)	30	30	27	(26)	(13)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	[2施設一括] ・管理体制について (5点×5人=25点)	31	25	27	(26)	(18)
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[2施設一括] ・個人情報の保護について (5点×5人=25点)	29	29	29	(25)	(21)

桜台センター(桜台公民館・桜台児童館)指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体	
		特定非営利活動法人 ワークーズコープ	B	C	D	E
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	〔2施設一括〕 ・関係法令について (5点×5人=25点)	28	28	29	(26)	(22)
サービス等の評価点数〔基準点数 21項目×5点×5人=525点〕		609	549	548	(492)	(423)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	〔2施設一括〕 ・指定管理料の提案額について (6点×5人=30点)	0	35	35	(0)	(0)
	〔2施設一括〕 ・指定管理料の妥当性・実現可能性について (6点×5人=30点)	31	30	30	(26)	(16)
価格評価点数〔2項目×6点×5人=60点〕		31	65	65	(26)	(16)
総評価点数〔585点〕		640	614	613	(518)	(439)
審査会の意見の概要						
<p>桜台センターについては、平成22年度からの制度導入に向け公募により指定管理者の募集が行われたものです。 審査会では、応募のあった5団体について第1次審査を行い、サービス等の評価点数の合計が最低評価基準を上回った3団体を第1次審査通過団体とし、第2次審査・総合審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた総評価点数の合計が最も高い「特定非営利活動法人ワークーズコープ」を桜台センターの指定管理者の候補者として決定しました。 また、第2順位以降の候補者として決定した2団体は、最低評価基準を上回っており、事業計画書の内容や団体の財務状況などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる能力を有していると判断しました。</p> <p>〔候補者の主な選定理由〕</p> <p>① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること ③ 市の公民センター・勤労青少年ホーム、白井駅前センターをはじめとして、多くの指定管理業務の実績があり、団体の財務状況、管理体制の提案などから安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること</p> <p>〔付帯意見〕 候補者となった特定非営利活動法人ワークーズコープは、市内で複数のコミュニティ施設の管理運営を担うこととなりますので、画一的なサービスの提供とならないよう地域特性などに応じた管理運営を行うとともに、自ら管理する各施設間相互においても切磋琢磨し、より一層、市民サービスの向上に努められるよう要望します。</p>						

* 申請団体D・Eについては、第2次審査を実施していないため、第1次審査までの点数を参考に()書きで示しています。

白井市障害者支援センターの指定管理者の指定について

白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市障害者支援センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市障害者支援センター
所在地：白井市南山1丁目8番1号

2. 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 障害児・者サポートしろい
理事長 中村 榮子
所在地：白井市根字井戸作200番37

3. 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの市内での実績による

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 非公募（1者指名）
- 申請取扱要項の配布 平成21年7月1日～7月10日
- 申請受付 平成21年8月7日まで
- 選定審査会
 - （第1回）平成21年5月29日 ・審査手順の決定
 - （第2回）平成21年8月21日 ・諮問文配布
 - （第3回）平成21年9月11日 ・審査票の決定
 - ・第1次審査（書類・面接）
 - ・総合審査（候補者の選定）
- 答申 平成21年11月12日
- 指定管理者の候補者の選定 平成21年11月13日
- 指定議案提出 平成21年11月25日
（平成21年第4回白井市議会定例会）
- 指定議案の議決 平成21年12月7日
- 指定告示 平成22年1月4日

6. 申請団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査票 別添答申書のとおり

障害者支援センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者		
		特定非営利活動法人 障害児・者サポート しろい		
(1)事業計画書による施設の管理が、利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること(平等利用・公共性)	・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	45		
(1)事業計画書による施設の管理が、利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・利用者サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	43		
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	42		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・サービス内容(自主事業)の実施計画について (5点×6人=30点)	45		
	・災害時・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	44		
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	45		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること(経費節減)	・管理運営経費の節減方法について (5点×6人=30点)	37		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	43		
	・類似施設(事業)の運営実績について (5点×6人=30点)	44		
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	39		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること(人的要件)	・管理体制(職員の配置・研修計画等)について (5点×6人=30点)	44		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	38		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・制度理解について (5点×6人=30点)	41		
サービス等の評価点数 [基準点数 13項目×5点×6人=390点]		550		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・指定管理料の提案額について (4点×6人=24点)	0		
	・指定管理料の妥当性・実現可能性について (4点×6人=24点)	35		
価格評価点数 [2項目×4点×5人=48点]		35		

総評価点数 [438点]		585		
--------------	--	-----	--	--

審査会の意見の概要

障害者支援センターは、障害のある人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう市内における支援体制の充実を図るため、平成22年度の開設を目指して整備が進められています。
 障害者支援センターについては、市内の障害福祉サービス事業者で障害者やその関係者との信頼関係があり、実情をよく理解している「特定非営利活動法人障害児・者サポートしろい」による管理運営が望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。
 審査会では、市が1者指名したものであることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。
 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回る「特定非営利活動法人障害児・者サポートしろい」を障害者支援センターの指定管理者の候補者として決定しました。

〔候補者の主な選定理由〕

- ① 管理運営の基本方針や利用者サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応の提案から、当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること
- ② 自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること
- ③ 団体の財務状況やこれまでの類似施設(事業)の運営実績、管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

白井市青少年女性センター、白井市老人福祉センター及び
白井市福祉作業所の指定管理者の指定について

白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項、
白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項及び
白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基
づき、下記のとおり白井市青少年女性センター、白井市老人福祉センター
及び白井市福祉作業所の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市青少年女性センター

白井市老人福祉センター

白井市福祉作業所

所在地：白井市清戸766番地の1

2. 指定管理者となる団体

団体名：社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

会長 荒生 篤夫

所在地：白井市復1123番地

3. 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績
による

5. 選定の経緯

●公募・非公募の別 非公募（1者指名）

●申請取扱要項の配布 平成21年7月1日

●申請受付 平成21年7月21日～7月31日

●選定審査会

（第1回）平成21年5月29日 ・審査手順の決定

（第2回）平成21年8月21日 ・諮問文配布

・審査票の決定

・第1次審査（書類・面接）

・総合審査（候補者の選定）

●答申 平成21年11月12日

●指定管理者の候補者の選定 平成21年11月13日

●指定議案提出 平成21年11月25日

（平成21年第4回白井市議会定例会）

●指定議案の議決 平成21年12月7日

●指定告示 平成22年1月4日

6. 申請団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査票 別添答申書のとおり

青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候補者		
		社会福祉法人白井市社会福祉協議会		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[青少年女性センター] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	36		
	[老人福祉センター] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	37		
	[福祉作業所] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	38		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[青少年女性センター] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	36		
	[老人福祉センター] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	36		
	[福祉作業所] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	39		
	[青少年女性センター] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	37		
	[老人福祉センター] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	37		
	[福祉作業所] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	37		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[青少年女性センター] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	39		
	[老人福祉センター] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	38		
	[福祉作業所] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	40		
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	43		
	[青少年女性センター] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	37		
	[老人福祉センター] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	35		
	[福祉作業所] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	36		
	[青少年女性センター] ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	41		
	[老人福祉センター] ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	34		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (5点×6人=30点)	41		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×6人=30点)	40		

青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者		
		社会福祉法人白井市社会福祉協議会		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	38		
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	38		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	[青少年女性センター・老人福祉センター] ・管理体制について (5点×6人=30点)	35		
	[福祉作業所] ・管理体制について (5点×6人=30点)	36		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	37		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (5点×6人=30点)	34		
サービス等の評価点数 [基準点数 26項目×5点×6人=780点]		975		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料の提案額について (7点×6人=42点)	12		
	[3施設一括] ・指定管理料の妥当性・実現可能性について (7点×6人=42点)	50		
価格評価点数 [2項目×7点×6人=84点]		62		

総評価点数 [864点]	1,037		
--------------	-------	--	--

審査会の意見の概要
<p>青少年女性センター、老人福祉センター及び福祉作業所は、青少年の健全育成、女性の社会活動の促進、高齢者や障害者等の福祉の向上を目的に、平成元年4月に複合施設として開設されたもので、福祉作業所については開設時の平成元年度から、青少年女性センター及び老人福祉センターについては平成8年度から、地方自治法の管理委託制度により市の社会福祉協議会が管理を行ってきました。</p> <p>平成18年9月から指定管理者制度に移行した際も、引き続き社会福祉協議会が指定管理者に指名され、3施設を一体的に管理運営してきましたが、指定管理期間が平成21年度で満了することから、これまでも適切な管理を行ってきた「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」による管理運営が望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。</p> <p>審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回る「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」を青少年女性センター、老人福祉センター及び福祉作業所の指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>[候補者の主な選定理由]</p> <p>① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応の提案から、当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること</p> <p>② 各施設の自主事業の提案や青少年女性センターの利用料金減額の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること</p> <p>③ 団体の財務状況やこれまでの管理実績、維持管理及び管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること</p> <p>④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること</p>

白井市公民センター及び白井市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

白井市公民センターの設置及び管理等に関する条例第9条第1項及び白井市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市公民センター及び白井市勤労青少年ホームの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市公民センター及び白井市勤労青少年ホーム（一括）
所在地：白井市中98番地の17

2. 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三
所在地：東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F

3. 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申を妥当と判断したため

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 公募
- 募集要項の配布 平成22年7月 1日～8月2日
- 現地施設説明会 平成22年7月12日
- 応募受付期間 平成22年7月27日～8月2日
- 選定審査会
 - (第1回) 平成22年5月27日 ・審査手順の決定
 - (第2回) 平成22年8月27日 ・対象施設の現地視察
 - ・諮問文配布
 - ・審査票の決定
 - ・第1次審査（書類）
 - ・第1次審査通過団体の決定
 - (第3回) 平成21年9月11日 ・第2次審査（面接）
 - ・総合審査（候補者の選定）
- 答申 平成22年10月22日
- 指定管理者の候補者の選定 平成22年10月28日
- 指定議案提出 平成22年11月17日
(平成22年第4回白井市議会定例会)
- 指定議案の議決 平成22年12月16日
- 指定告示 平成22年12月22日

6. 応募団体数 4団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添答申書のとおり

公民センター・勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		特定非営利活動法人ワーカーズコープ	B	C	D
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	(複合施設として) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	24	5	5	5
	(公民センター) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	44	37	37	29
	(勤労青少年ホーム) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人×30点)	44	35	28	29
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	(公民センター) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	42	38	40	32
	(勤労青少年ホーム) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	42	41	36	34
	(公民センター) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	46	42	36	31
	(勤労青少年ホーム) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	46	42	36	31
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。 (効用発揮)	(公民センター) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	46	41	43	35
	(勤労青少年ホーム) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	44	41	44	35
	(2施設一括) ・緊急時の対応について (基準点数 5点×6人=30点)	43	42	28	24
	(公民センター) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43	39	34	32
	(勤労青少年ホーム) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43	37	33	32
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・管理運営経費の節減方法について (基準点数 5点×6人=30点)	39	39	38	29
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(効用発揮)	(勤労青少年ホーム) ・利用料金の額について (基準点数 5点×6人=30点)	41	36	41	35
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。 (物的要件)	(2施設一括) ・申請者について (基準点数 5点×6人=30点)	44	43	35	36
	(2施設一括) ・類似施設の運営実績について (基準点数 5点×6人=30点)	44	40	0	0
	(2施設一括) ・市内での市民活動の実績及びその活用について (基準点数 5点×6人=30点)	34	13	26	0

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		特定非営利活動法人ワーカーズコープ	B	C	D
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(人的要件)	(2施設一括) ・管理体制について (基準点数 5点×6人=30点)	40	39	35	32
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(物的要件)	(2施設一括) ・施設、設備の維持管理について (基準点数 5点×6人=30点)	42	46	39	33
(4)関係法令を順守するものであること(個人情報保護)	(2施設一括) ・個人情報の保護について (基準点数 5点×6人=30点)	47	47	39	35
(4)関係法令を順守するものであること(その他の関係法令等)	(2施設一括) ・関係法令について (基準点数 5点×6人=30点)	37	37	36	35
サービス等の評価点数(基準点数21項目×5点×6人=630点)		875	780	689	584

(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・指定管理料の提案額について	0	60	72	72
	(2施設一括) ・指定管理料の妥当性、実現可能性について	54	49	41	38
価格評価点数		54	109	113	110

総評価点数	929	889	802	694
-------	-----	-----	-----	-----

審査会の意見の概要
<p>公民センター・勤労青少年ホームは平成20年度に指定管理に移行し、今回初めて更新を迎える複合施設として、公募により指定管理者の募集が行われたものです。</p> <p>審査会では、応募のあった4団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている評価基準(以下「最低評価基準」という。)を上回った3団体について、第2次審査及び総合審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた総評価点数の合計が最も高い「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」を公民センター・勤労青少年ホームの指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>また、第2順位以降の候補者として決定した2団体は、最低評価基準を上回っており、事業計画書の提案内容や団体の財務状況などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる能力を有しているものと判断しました。</p> <p>(候補者の主な選定理由)</p> <p>① 管理運営の基本方針や公民センター、勤労青少年ホームのサービス向上の提案から公の施設としての設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。</p> <p>② 公民センター、勤労青少年ホームの自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応、利用料金の減額の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること。</p> <p>③ 現在、当該施設の指定管理者であり、類似施設の管理運営実績も豊富で安定した施設管理を行う能力を有していると認められること。</p> <p>④ 指定管理料の提案額に対する事業の実現可能性について応募団体中最も高い得点であり、管理運営費についても人員配置や省エネルギー化等経費節減効果が認められること。</p> <p>⑤ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること。</p> <p>【付帯意見】</p> <p>候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープは、現在当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、引き続き市内の複合施設4施設の管理運営を担うこととなりますので、画一的なサービスとならないよう地域特性に応じた管理運営を行うとともに、今までの経験を生かし、より一層のサービス向上に努められるよう要望します。</p>

白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館の 指定管理者の指定について

白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例第10条第1項及び白井市児童館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館(一括)
所在地：白井市復1458番地の1

2. 指定管理者となる団体

団体名：合同会社 白井光夢辿
代表社員 築城 みゆき
所在地：千葉県白井市根91-2

3. 指定の期間

平成23年6月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申を妥当と判断したため

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 公募
- 募集要項の配布 平成22年10月 1日～11月1日
- 現地施設説明会 平成22年10月13日
- 応募受付期間 平成22年10月26日～11月1日
- 選定審査会
 - (第1回) 平成22年 5月27日 ・審査手順の決定
 - (第4回) 平成22年12月10日 ・対象施設の現地視察
 - ・諮問文配布
 - ・審査票の決定
 - ・第1次審査(書類)
 - ・第1次審査通過団体の決定
 - (第5回) 平成22年12月17日 ・第2次審査(面接)
 - ・総合審査(候補者の選定)
- 答申 平成23年1月13日
- 指定管理者の候補者の選定 平成23年1月26日
- 指定議案提出 平成23年2月16日
(平成23年第1回白井市議会定例会)
- 指定議案の議決 平成23年3月24日
- 指定告示 平成23年5月12日

6. 応募団体数 2団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添答申書のとおり

白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		合同会社しろい光夢迪			B
事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。(平等利用・公共性)	(コミュニティセンター) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	43			33
	(児童館) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人×30点)	43			31
事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。(サービス向上)	(コミュニティセンター) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	39			32
	(児童館) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	37			32
	(コミュニティセンター) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	37			33
	(児童館) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	37			31
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(効用発揮)	(コミュニティセンター) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	39			31
	(児童館) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	38			30
	(2施設一括) ・緊急時の対応について (基準点数 5点×6人=30点)	33			38
	(コミュニティセンター) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	34			31
	(児童館) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	35			30
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・管理運営経費の節減方法について (基準点数 5点×6人=30点)	33			32
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(効用発揮)	(コミュニティセンター) ・利用料金の額について (基準点数 5点×6人=30点)	41			30
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(物的要件)	(2施設一括) ・申請者について (基準点数 5点×6人=30点)	35			23
	(2施設一括) ・類似施設の運営実績について (基準点数 5点×6人=30点)	0			0
	(2施設一括) ・市内での市民活動の実績及びその活用について (基準点数 5点×6人=30点)	34			26

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		合同会社しろい光夢迪			B
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(人的要件)	(2施設一括) ・管理体制について (基準点数 5点×6人=30点)	36			30
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(物的要件)	(2施設一括) ・施設、設備の維持管理について (基準点数 5点×6人=30点)	34			31
関係法令を順守するものであること。(個人情報保護)	(2施設一括) ・個人情報の保護について (基準点数 5点×6人=30点)	32			32
関係法令を順守するものであること。(その他の関係法令等)	(2施設一括) ・関係法令について (基準点数 5点×6人=30点)	33			33
サービス等の評価点数(基準点数20項目×5点×6人=600点)		693			589

事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・指定管理料の提案額について	6			6
	(2施設一括) ・指定管理料の妥当性、実現可能性について	43			35
価格評価点数		49			41

総評価点数	742			630
-------	-----	--	--	-----

審査会の意見の概要
<p>白井コミュニティセンターは現在建設中で、平成23年6月オープン予定、白井児童館は改修中で、平成23年4月に直営で再開し、平成23年6月指定管理者制度に移行予定の複合施設として公募により指定管理者の募集が行われたものです。</p> <p>審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている評価基準(以下「最低評価基準」という。)を上回った1団体について、第2次審査及び総合審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った「合同会社しろい光夢迪」を白井コミュニティセンター・白井児童館の指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>(候補者の主な選定理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理運営の基本方針や白井コミュニティセンター、白井児童館のサービス向上の提案から公の施設としての設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。 ② 白井コミュニティセンター、白井児童館の自主事業の提案をはじめ利用料金の減額の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること。 ③ 類似施設の管理運営実績はないものの、構成員にビルメンテナンス業者がおり、施設の管理能力を有していることや広告関連、デザイナーなど専門業者もおり、利用促進なども期待できること。 ④ 構成員の市民活動の実績も豊富で、経験やネットワークを生かした自主事業の実施やコミュニティの拠点施設として市民サービスの向上が期待できること。 ⑤ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること。 <p>【付帯意見】</p> <p>候補者には、財務体質の強化を図り、コミュニティセンターという施設の特徴を十分生かし、サービス向上に努めるとともに、住宅に近接した施設であることから、管理運営に当たっては、周辺に十分配慮されるよう要望します。</p> <p>候補者は、設立間もない会社であり、業務実績等もまだない状況であることから、指定管理期間中安定した管理運営を行えるよう、市には十分なモニタリングを行うとともに、定期的に適切な監督、指導をされるよう要請します。</p>

白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について

白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市高齢者就労指導センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市高齢者就労指導センター

所在地：白井市清戸765番地の2

2. 指定管理者となる団体

団体名：社団法人 白井市シルバー人材センター

理事長 伴 隆夫

所在地：白井市清戸765番地の2

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績による

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 非公募（1者指名）
- 募集要項の配布 平成23年7月1日～
- 応募受付 平成23年7月20日～7月29日
- 選定審査会
 - （第1回）平成23年7月22日 ・スケジュール調整
 - （第2回）平成23年8月24日 ・諮問文配布
 - ・現地視察
 - ・審査票の検討、決定
 - ・第1次審査（書類・面接）
 - ・総合審査（候補者の選定）
- 答申 平成23年10月13日
- 指定管理者の候補者の選定 平成23年11月10日
- 指定議案提出 平成23年11月22日
（平成23年第4回白井市議会定例会）
- 指定議案の議決 平成23年12月16日
- 指定告示 平成23年12月22日

6. 応募団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添答申書のとおり